

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和4年 第1回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和4年3月1日（火） 午後3時30分 から
午後5時00分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、森下洋一、松下陽子、八木洋子
教育長 山下 斉
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
社会教育課長 平松敏浩
教育総務課管理主事兼教育総務室長 渡邊哲也
社会教育課社会教育室長 川畑昭尚
教育総務課指導主事 守谷知佐子
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第1号 令和3年度末教職員人事異動内申について
 - 議案第2号 川根本町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
 - 議案第3号 川根本町立学校における学校運営協議会設置規則の制定について
 - 議案第4号 川根本町地域学校協働本部設置規則の制定について
 - 議案第5号 川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第6号 令和3年度教育費補正予算（案）について
 - 議案第7号 令和4年度教育費歳入歳出予算（案）について
 - 議案第8号 令和3年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について

- 6 会議資料の名称 議案第1号～議案第8号

- 7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和4年第1回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。議案第1号「令和3年度末教職員人事異動内申」については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第1号に関する件については出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号「令和3年度末教職員人事異動内申について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号 令和3年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

それでは、令和3年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

(内容については非公開)

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第1号「令和3年度末教職員人事異動内申」については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「川根本町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局　それでは、議案第2号「川根本町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」について、その提案理由を説明いたします。

本案は、令和4年4月より、学校運営協議会を設置するに当たり必要な事項について明記するため、小・中学校管理規則の改正をお願いするものです。なお、この規則の施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　原案についての意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長　意見なしと認めます。よって、議案第2号「川根本町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第3号「川根本町立学校における学校運営協議会設置規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局　それでは、議案第3号「川根本町立学校における学校運営協議会設置規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、令和4年4月より、改正後の川根本町立小・中学校管理規則第34条の2の規定に基づき設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めるため、規則の制定をお願いするものです。なお、この規則の施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　原案についての意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長　意見なしと認めます。よって、議案第3号「川根本町立学校における学校運営協議会設置規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「川根本町地域学校協働本部設置規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号 川根本町地域学校協働本部設置規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、令和4年4月より設置を予定しているコミュニティスクールにおける地域学校協働本部の設置に関し必要な事項を定めるため、規則の制定をお願いするものです。なお、この規則の施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第4号「川根本町地域学校協働本部設置規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について、その提案理由を説明いたします。

本案は、若者交流センター奥流に入寮するに当たり提出を求めている「若者交流センター個室使用誓約書」について、これまでは連帯保証人欄に保護者の氏名等を記入いただいておりますが、保護者の使用料等の未納が発生した場合に対応できない状況であったため、保護者の氏名等に加え、連帯保証人として、保護者以外の個室の使用料その他の費用の弁済能力を備えた成人者を記入いただくように様式等の改正をお願いするものです。なお、この規則の施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第5号「川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「令和3年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号 令和3年度教育費補正予算(案)について、提案理由をご説明いたします。

教育に係る予算につきましては、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる補正予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

教育総務課、社会教育課から科目ごとに補正予算内容を説明いたしますが、今回の補正予算において、最終的な教育費全体の予算額は8億2,031万9千円となります。その内訳は、教育総務費が4億930万3千円、小学校費が9,939万円、中学校費が5,135万4千円、社会教育費が1億3,488万7千円、保健体育費が1億2,538万5千円となりました。

まず、教育総務課の歳出補正内容を説明いたします。

第1項 教育総務費は、699万2千円の減額です。

第3目 教育諸費は、261万2千円の減額で、報償費として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業減のための教育ビジョン関係講師謝礼(40万円)の減額です。旅費として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業減のための費用弁償(50万円)の減額です。委託料として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業減による先進地視察研修業務委託料(91万2千円)の減額、保守内容見直しによるパソコン保守・サポート委託料(80万円)の減額です。また、まちづくり基金繰入金(40万円)減額に伴う財源更生です。

第4目 通学バス等運営費は、380万円の減額で、委託料として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う校外活動減少による通学バス運行管理業務委託料の減額です。

第5目 地域若者教育推進費は、58万円の減額です。旅費として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う視察研修取りやめによる普通旅費(20万円)の減額、使用料及び賃借料として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業取り止めによる車両借上料(38万円)の減額です。

歳入補正について説明いたします。

17款 繰入金 第2項 基金繰入金 第3目 まちづくり基金繰入金は、1,380万円の減額です。この内、教育費に係る充当変更額は930万円の減額となります。

次に、社会教育課の補正内容について説明いたします。

1目 社会教育総務費は、2,779千円の減額です。

1 節 報酬費は、社会教育委員報酬、文化財保護審議会委員報酬、会計年度任用職員報酬の見込みに伴う 953 千円の減額。

3 節 職員手当は、会計年度任用職員実績に伴う 300 千円減額。

4 節 共済費は、会計年度任用職員の社会保険料実績に伴う 300 千円減額。

7 節 報償費は、ブックステップ事業報償費、図書ネットワーク運営委員会委員報酬、放課後子ども総合プラン運営委員会委員報酬、放課後子ども教室安全管理コーディネーター報酬、埋蔵文化財資料整理報償費の実績による 359 千円の減額。

8 節 旅費は費用弁償として社会教育委員研修が中止となったことによる減額、普通旅費として、社会教育関係研修、社会教育主事講習、・県外研修の減として併せて 365 千円の減額。

11 節 役務費 傷害保険料の実績見込みによる 15 千円の減額。

13 節 使用料及び賃借料については、重機借上料額、図書ネットワークシステム用機器借り上げ料の見積差額合わせて 177 千円の減額。

18 節 負担金補助及び交付金については、全国民俗芸能保存市町村連盟負担金及び、町内文化財保存整備等事業費補助金において実施機に伴う合わせて 310 千円の減額となります。

次に、2 目 生涯学習推進費全体では 4,080 千円の減額となります。

1 節 報酬費は、生涯学習推進委員報酬、生涯学習のつどい中止による実績見込みに伴う 883 千円の減額。

7 節 報償費は、社会教育事業関係講師謝礼生涯学習講座開設及び家庭教育講座等の実績見込みに伴う 462 千円の減額。

8 節 旅費のうち、生涯学習視察研修会中止に伴う費用弁償及び生涯学習視察研修会中止に伴う普通旅費と合わせ 336 千円減額。

10 節 需用費は、食糧費支出確定のため 1 千円の減額。

11 節 役務費は、生涯学習視察研修及び家庭教育講座の実績見込みによる障害保険料 9 千円の減額。

12 節 委託料は、家庭教育学級事業委託の支出及び地域生涯学習派遣事業委託の支出が確定したことによる委託料 337 千円の減額です。

13 節 使用料及び賃借料は、ふるさと発見団実績見込み及び生涯学習研修中止に伴う 352 千円の減額。

18 節 負担金補助及び交付金は、地区で行われる生涯学習推進事業補助金において実績に伴う 1,700 千円の減額。

次に、4 目 文化会館運営費全体では、1,804 千円の減額となります。

1 節 報酬費は、会計年度任用職員報酬見込みに伴う 800 千円の減額。

3 節 職員手当は、会計年度任用職員実績に伴う 200 千円減額。

8 節 旅費については、会計年度任用職員通勤費の実績見込みによる 120 千円の減額。

11 節 役務費は、その他手数料（舞台操作手数料）の実績見込みによる 200 千円の減額。

12 節 委託料（公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業）の事業費確定における不用額 34 千円の減額です。

13 節 使用料及び賃借料については、大型プリンター導入に伴う入札差金の 120 千円の減額。

14 節 工事請負費において、舞台機構電動装置改修工事の見積差金として 330 千円の減額。

また文化会館において、文化会館ホール客席誘導灯改修工事を計上しましたが、半導体の不足により工事自体令和 3 年度の実施が困難となりました。これにより 3 月議会にて繰越明許を行う予定です。

次に、5 項 保健体育費です。項全体では 1,630 千円の減額です。

1 目 保健体育総務費では、400 千円の減額となります

8 節 旅費については、実績見込みにより 300 千円の減額。

10 節 需用費は、消耗品費において実績見込みにより 100 千円の減額。

3 目 海洋センター運営費全体では、1,230 千円の減額となります。

1 節 報酬費は会計年度任用職員報酬見込みに伴う 370 千円の減額。

8 節 旅費については研修旅費において各種研修会の中止などによる不用額 110 千円の減額。

10 節 需用費は、光熱水費において実績見込みによる 400 千円の減額。

12 節 委託料は、（海洋センター利用団体送迎業務委託料）の事業費確定見込みにおける不用額 300 千円の減額です。

18 節 負担金補助及び交付金については、当初予定されていた研修が無くなり 50 千円の減額となります。

補正予算（案）の説明は、以上です。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案についての意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 6 号「令和 3 年度教育費補正予算（案）について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 7 号「令和 4 年度教育費歳入歳出予算（案）について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 7 号 令和 4 年度教育費歳入歳出予算（案）について、提案理由をご説明いたします。

予算は、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

それでは、最初に教育費全体の令和4年度予算額についてご説明させていただきます。

それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。

第10款の教育費全体では、12億9,106万7千円となり、前年度と比べてみますと4億4,902万6千円の大幅な増額となります。

第1項 教育総務費は、8億7,533万4千円で、前年より4億5,765万1千円の増額です。

1目 教育委員会費は122万8千円、前年比1万6千円の減額で、ほぼ前年並みです。

2目 事務局費は6,359万円、前年比71万3千円の減額で、職員人件費の減額によるものです。

3目 教育諸費は6億1,198万1千円、前年比4億4,783万2千円の大幅な増額です。これは、義務教育学校への再編に伴う準備経費の計上によるものです。また、主な増減経費については、報酬として、通級指導職員報酬（98万7千円）の追加。報償費として、コミュニティ・スクール開始に伴うスクールディレクター謝礼（142万1千円）の追加、新校歌校章作成謝礼（30万円）の追加。需用費として、使用校舎の職員室等の修繕料（132万6千円）の追加。役務費として、学校再編に伴う備品移動に係る通信運搬費（236万円）の追加、PCB汚染物等廃棄手数料（502万円）の皆減。委託料として、使用校舎の改修工事に係る工事監理業務委託料（2,212万1千円）の追加、学校再編に係る例規整備支援業務委託料（132万円）の追加、学校再編に伴う校舎改修に係る設計業務終了に伴う設計業務委託料（3,843万4千円）の皆減、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、令和4年度の中学生及び高校生海外研修事業を中止したころに伴う委託料（2,934万5千円）の皆減、町立小・中学校ICT教育推進業務委託料（72万1千円）減額、電子黒板用PC保守・サポート契約単価改正に伴う委託料（81万3千円）の減額。工事請負費として、義務教育学校への再編に伴う使用校舎の改修に係る工事請負費（4億7,038万3千円）の追加。備品購入費として、義務教育学校への再編に伴う庁用備品購入に係る経費（2,272万5千円）の追加。負担金補助及び交付金として、私立幼稚園事業費補助金の補助率見直しに係る補助金（140万4千円）の増額。貸付金として、貸与型の人材育成特別奨学金を「川根本町若者定住・Uターン就職応援プロジェクトへの移行に伴う貸付金（84万円）の減額などによるものです。

4目 通学バス等運営費は4,613万9千円、前年比1,231万1千円の増額で、通学バス路線追加及び義務教育学校への再編に係る通学バス購入経費（1,202万5千円）の追加によるものです。

5目 地域若者教育推進費は1億5,239万6千円で、前年比176万3千円の減額です。これは、報酬として、寄宿施設の相談員配置に係る会計年度任用職員報酬（94万9千円）の追加。委託料として、施設運営管理業務委託料（70万5千円）の増額。使用料及び賃借料として、南麓寮建物賃貸借契約終了に伴う家屋借上料（1,027万9千円）の減額。工事請負費として、寄宿施設のWi-Fi環境環境再構築に係る工事請負

費（316万8千円）の追加。負担金補助及び交付金として、川根高校魅力化コーディネーター採用・配置・育成事業参加負担金（55万円）の追加、川根高校後援会事業費補助金（171万5千円）増額などによるものです。

第2項 小学校費は、9,159万4千円で、前年比では769万1千円の減額です。

1目 学校管理費は8,289万4千円、前年比704万4千円の減額で、報酬として、専科非常勤講師報酬（124万1千円）の減額。工事請費（369万4千円）の減額。備品購入費（58万5千円）の皆減などによるものです。

2目 教育振興費は870万円、前年比64万7千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

第3項 中学校費は、4,596万5千円で、前年比は766万円の減額です。

1目 学校管理費は3,702万8千円、前年比707万5千円の減額で、給料として、一般職給（104万3千円）の減額。職員手当等として、職員諸手当（84万6千円）の減額。需用費として、修繕料（物件費）（55万3千円）の減額。役務費として、その他手数料（63万4千円）の減額。工事請負費（188万2千円）の減額などによるものです。

2目 教育振興費は893万7千円、前年比58万5千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

10款5項4目 学校給食施設費は8,164万8千円、前年比760万4千円の増額です。報酬として、会計年度任用職員報酬（257万9千円）の増額。共済費として、会計年度任用職員の社会保険料（82万2千円）の増額。需用費として、光熱水費（52万8千円）の減額。工事請負費として、高圧変電設備更新に伴う機器取替工事経費（300万2千円）の追加。備品購入費として、調理機器オートフライヤー更新経費計上により、今年度予算との比較（199万1千円）の増額などによるものです。

次に、歳入について説明いたします。

まず、教育総務使用料ですが、教職員住宅、若者交流センター、崎平よすが苑の使用料、併せて2,590万8千円を見込んでいます。特に若者交流センター及び崎平よすが苑で56名の入居を見込みました。

総務費国庫補助金 企画費補助金として、川根高校魅力化推進事業に係る地方創生推進交付金として3,513万円を見込んでいます。

教育費国庫補助金では、小・中学校の特別支援教育就学奨励費補助金で、併せて17万5千円を見込んでいます。

電源立地地域対策交付金では、学校給食共同調理場のオートフライヤー更新経費の財源として550万円を、また、義務教育学校への再編準備のための中川根第一小学校の児童対応用のスクールバス購入経費の財源として770万円を見込んでいます。

基金繰入金では、教育諸費へのまちづくり基金繰入金として、英語指導助手委託料財源として560万円、人材育成特別奨学金財源として260万円、合計820万円を見込みました。

教育諸費への社会福祉基金繰入金として、私立幼稚園補助金財源として380万円を見込みました。

教育諸費への地域振興基金繰入金として、学校再編経費の財源として4,870万円、小中学校ICT教育推進業務経費の財源として5,500万円 合計1億370万円を見込みました。

雑入では、学校給食費負担金が児童生徒、教職員併せて1,856万1千円を見込んでいるほか、日本スポーツ振興センター共済掛金や、川根高校南麓寮生の食事代、公設民営塾受講者負担金など、教育総務課関連で1,160万7千円を見込みました。

教育債では、過疎対策事業債については、公営塾の運営委託料経費の財源として2,630万円、スクールバス壱町河内線新設に伴うスクールバス購入経費財源として330万円、併せて2,960万円を見込みました。

合併特例事業債については、学校再編に伴う小中学校改修工事監理業務委託料及び工事請負費に4億6,770万円を見込みました。

以上、令和4年度の教育総務課関係予算について、説明させていただきました。

次に、社会教育課の当初予算内容について説明いたします。

4項 社会教育費は、146,923千円で昨年度比346千円の増額です。

1目 社会教育総務費は、66,780千円で他對昨年度比△1445千円の減額で、社会教育委員会の他、各種委員会に要する経費、放課後子供教室に要する経費、図書ネットワーク事業やブックステップ事業など図書関連事業に要する経費、成人式事業等に要する経費、また令和4年度から地域学校協働本部立ち上げに伴う人件費などを計上してあります。減額の主な理由は、県外体験学習の事業費の減と人件費の減額が主な要因です。

2目 生涯学習推進費は、8,673千円で、△152千円の減額で、地域で取り組む生涯学習推進事業、各種講座・教室の開催、ふるさと発見団、海の子山の子交流教室、むつみ学級・すこやか大学、家庭教育学級、青少年教育、文化協会地域生涯学習活動派遣事業等に要する経費を計上してあります。増額の主な理由は、実績に伴い社会教育関係講師謝礼の見直しを行ったことが減になったのが主な理由となります。

3目 資料館運営費は、12,784千円で2,711千円の増額です。資料館運営費として、臨時職員の人件費、修繕料、建物清掃や空調設備保守点検などの委託料などを計上しております。増額の主な理由として令和4年度に30周年を迎える資料館やまびこの記念事業を計画しその事業費2,674千円が主な減額の要因です。

4目 文化会館運営費は、57,577千円で、△736千円の減額。施設の運営、文化芸術の提供、生涯学習、図書室事業等に要する経費を計上してあります。減額の主な理由は、令和4年度において工事請負費などの増額はあったものの、文化会館で予算計上していた2名分の図書室の会計年度任用職員の報酬関係を令和4年度から10・4・1から支出するよう変更したのが主な要因となります。

5目 伝統文化伝承館運営費は1,109千円で△32千円の減額で、施設の年間維持管理費に要する経費を計上してあります。施設の維持管理に係る光熱水費・施設修繕・浄化槽管理・周辺整備の事業費を計上しています。

5項 保健体育費 1目 保健体育総務費は、8,683千円の計上で昨年度比180千円の増額で、スポーツ推進員や体力づくり地区推進員の活動に要する経費、スポーツイベントに要する経費、しずおか市町対抗駅伝大会に要する経費、スポーツ少年団事業費補助金、川根本町体育協会事業費補助金などを計上しております。増減の主な理由は、昨年度新たに町内で活動が始まった奥大井パドリングクラブ（町内小中学生）への補助として川根地区カヌー振興会補助金の増額200千円が主な理由であります。

2目 体育施設費は、11,104千円で、△136千円の減額で、町営のグラウンド・サッカー場・弓道場、夜間照明施設、生涯スポーツ広場、夜間使用学校体育館の維持管理に要する経費を計上してあります。減額の主な理由は、体育施設管理委託料の実績を考慮し減額したものが主な要因です

3目 海洋センター運営費は、29,816千円で、△1,286千円の減額で、軽スポーツの普及やスポーツイベントの開催、カヌー出前教室や水泳教室等の実施、中高年向けの運動教室・高齢者向け転倒予防教室の実施、カヌー普及関連事業、施設の維持管理にする経費を計上してあります。減額の主な理由は、人件費関係、研修旅費、浄化槽汲取り手数料の減額が主な要因です。

次に、歳入につきましてですが、主なものは、放課後子供教室運営に係る国庫補助金 333千円、地域学校協働活動に係る国庫補助金 544千円です。同じく、放課後子供教室運営に係る県費補助金 333千円、地域学校協働活動に係る県費補助金 544千円、文化会館非常用電源改修工事に伴う電源立地地域対策交付金 7426千円、小学生県外体験学習 4900、生涯学習推進事業費補助金 2700、海の子山の子交流事業 1000については町づくり基金の繰入、文化会館地域創造助成金 825千円（公共ホール音楽活性化支援事業）、地域づくり推進事業補助金（アートフェスティバル）2,000千円、コミュニティ事業助成金（地域の環境づくり推進事業）2000千円です。

令和4年度教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案についての意見はありますか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第7号「令和4年度教育費歳入歳

出予算（案）について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第8号「令和3年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」を議題とします。

朗読を省略して、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号 令和3年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」説明いたします。

川根本町教育委員会表彰は、川根本町の小学校、中学校に在学する児童、生徒及び教職員で優秀な成績、功績顕著なるものに対して、団体及び個人に表彰するものです

受賞者は、小、中学校の校長から推薦されたもののうちから、教育委員会が決定するものです。

令和3年度に校長から推薦のあったものは、

中川根第一小学校 児童 2人、教職員 0人

中央小学校 児童 7人、教職員 2人

中川根南部小学校 児童 1人、教職員 0人

本川根小学校 児童 5人、教職員 0人

中川根中学校 生徒 5人、教職員 0人

本川根中学校 生徒 4人・5件、教職員 1人

で、児童・生徒24人・25件、教職員3人の計27人・28件です。

受賞者の決定としての事務局案は、推薦のあった児童・生徒24人・25件中 24人・25件、教職員については3人中2人、合計26人・27件を候補者として提示します。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和3年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」は、原案のとおりといたします。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。

以上をもちまして、令和4年第1回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 山 下 齊